

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者：交通事業者等 ・補助率：1 / 3 等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備
（段差の解消、バリアフリースイレ、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）

補助率：1 / 3



エレベーター



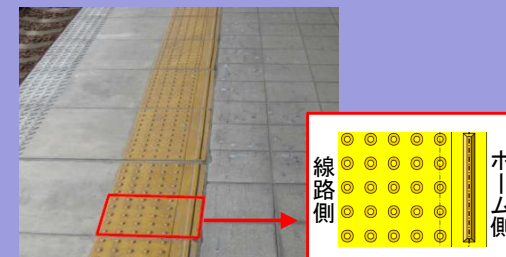
スロープ



バリアフリースイレ



視覚障害者誘導用ブロック



内方線付き点状ブロック

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入

補助率：1 / 4 又は補助対象経費と通常車両価格の
差額の1 / 2 のいずれか低い方（上限140万



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入

補助率：1 / 3



福祉タクシー

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、L R T、B R Tの導入等、公共交通の利用環境改善を支援。

- ・補助対象事業者：交通事業者等
- ・補助率：1 / 3 等

支援対象メニュー（例）

○ L R Tシステムの導入に要する経費



<低床式車両の導入>



<停留施設の整備>

※ L R T：低床式路面電車による幹線的な交通システム

○ B R Tシステムの導入に要する経費



<連節バスの導入>

※ B R T：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

◆LRT・BRTの導入について、下表の左欄に掲げる事業は、それぞれ右欄のとおり補助率をかさ上げ。

事 業	補助率
「地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される事業	2 / 5
地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援。

■ 補助対象事業者：鉄軌道事業者等

■ 補助対象事業

- ・車両設備の更新・改良
- ・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等の修繕 ※1

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、上記設備の整備も支援

■ 補助率：国 1／3 または 1／2 (以内) ※2

※2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、財政
状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、
補助率 1／2



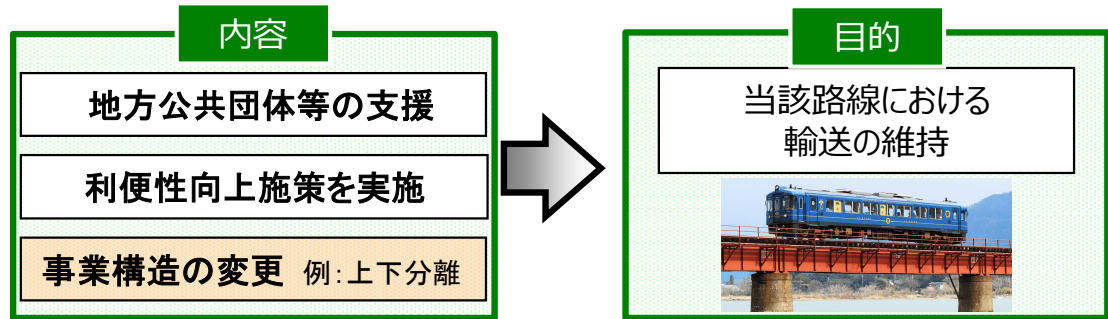
車両の更新



レールの修繕

(参考) 鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある
旅客鉄道事業の経営改善を図る
 - 市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、
国土交通大臣による認定を経て実施
- ＜実施中の地域鉄道事業者（R7.5末現在）＞
三陸鉄道、北近畿タンゴ鉄道、四日市あすなろう鉄道、伊賀鉄道、
養老鉄道、南阿蘇鉄道、あいの風とやま鉄道、信楽高原鐵道、山
形鉄道、近江鉄道、高松琴平電気鉄道、北陸鉄道、青い森鉄
道、秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道、会津鉄道



➤ 自治体が鉄道施設を保有し、設備更新経費を負担する等して支援

※地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業においても支援。